

令和6年度 八戸市社会福祉施設一般指導監査実施計画【児童福祉施設】

八戸市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成25年6月14日実施。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、児童福祉施設のうち保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「施設」という。）に対する令和6年度の一般指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

令和6年度の一般指導監査は、施設等の実情の把握に努めるとともに、関係法令、通知等（以下「関係法令等」という。）に基づく適正な運営管理体制の確保が図られるよう、助言、指導を行うものとする。

2 指導監査の実施

- (1) 一般指導監査は、要綱第4条の規定に基づき、全ての施設を対象に、原則として、実地において行う。
- (2) 一般指導監査は、八戸市特定教育・保育施設等指導要綱（平成28年2月5日実施）に基づく実地指導（確認監査）と八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する業務管理体制検査実施要綱（平成28年4月1日実施）に基づく一般検査を同時に実施するものとする。
- (3) 一般指導監査は、利用者処遇及び施設運営管理をこども未来課が、施設経理を福祉政策課が行う。
- (4) 認定こども園の設置者が、当該認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合における施設経理に係る指導監査は、「子ども・子育て支援新制度における指導監査の実施について」（平成27年12月7日付け府子本第390号内閣府子ども・子育て本部統括官等連名通知）の定めるところによるものとする。
- (5) 施設経理に係る指導監査は、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号）及び「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成27年12月24日雇児発1224第2号）に基づき実施する。

3 重点指導事項

(1) 利用者処遇

ア 教育・保育の計画、教育・保育の内容

- ①認定こども園については、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を編成し、それに基づく指導計画により、適切な教育・保育を提供するよう指導する。
- ②保育所については、保育所保育の全体像を包括的に示す全体的な計画を編成し、それに基づく指導計画により、適切な保育を提供するよう指導する。

イ 保健衛生の徹底

- ①入園時及び年2回（内科・歯科）の子どもの健康診断について、受診もれがないよう、確実な実施について指導する。
- ②乳幼児突然死症候群の防止、感染症の予防について、適正な措置を講じるよう指導する。

ウ 給食の提供

食中毒、アトピー・アレルギー等による給食事故の防止対策を徹底するよう指導する。

エ 安全管理の強化

園庭及び園内の遊具の点検、事故防止のための職員研修、不審者対応訓練の適正な実施について指導する。

(2) 施設運営管理

ア 運営規程（園則）、就業規則等の諸規程

施設運営の重要事項に関する規程について、内容に不備がないよう、また、運営実態との整合性が図られるよう指導する。

イ 教育、保育等の評価

①幼保連携型認定こども園については、提供する教育、保育並びに事業の状況その他運営状況の評価を行い、改善を図るための措置を講じるよう指導する。

②保育所については、福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じるよう指導する。

ウ 労働関係法令の遵守

令和4年4月1日よりパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、パワーハラスメント等に適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるよう指導する。

エ 職員給与・手当、職員処遇

採用職員の格付け、昇給・昇格及び各種手当等が給与規程に基づき適正に決定され、支払われるよう指導する。

オ 災害対策（消防計画、非常災害対策）

非常災害対策計画等の策定及び当該計画に基づく避難訓練の適正な実施について指導する。

(3) 施設経理

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）のほか、関係法令等に基づく適正な会計処理のために必要な事項について定めた経理規程を遵守した経理が行われているか確認するとともに、次の事項について重点的に指導を行う。

ア 契約手続の遵守

随意契約によることのできる場合の一般的な基準を超えているにもかかわらず競争入札に付していない、契約書又は請書を徴していないなどがないよう、適正な契約事務について指導する。

イ 現金管理の適正化

職員等による立替払いのほか、収納した金銭を経理規程に定める期限を越えて施設で保管する、又は直接支出に充てることなどがないよう、適正な収納処理について指導する。

ウ 会計帳簿、計算書類及び附属明細書等の適正な作成、整備

必要な会計帳簿、計算書類及び附属明細書等が定められた様式に従って作成されているか、帳票間の整合性が図られているかについて指導する。

4 その他

法令違反のある施設その他次に掲げるような運営に特に大きな問題が認められた施設に対して、上記にかかわらず、市長の判断により随時指導監査を実施する。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- (2) 基準に違反があると疑うに足る理由があるとき
- (3) 子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (4) 自主点検表等の事前提出資料及び改善報告書において、虚偽又は著しい不正が認められるとき